

議事録

委員会： 令和2年度第2回豊島区消防団運営委員会

日時： 令和3年3月24日 午後1時00分から1時41分まで

【事務局】

事務局よりお知らせいたします。開会の前ですが、配付資料の確認をさせていただきます。1枚目は次第であります。次に資料1、諮問書の写しが2枚綴りでございます。次に資料2、委員長委任状の写しがございます。次に資料3、豊島区消防団運営委員会答申案、こちらは5枚綴りでございます。次に資料4、諮問事項に対するアンケート結果。これは3枚綴りとなっております。次に資料5、ご質問・意見票です。次に資料6、委員会委員名簿。次に資料7、席次表となっております。配付資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたらお声掛けいただきたいと思っております。なお、本日、林委員から欠席とのご連絡をいただいております。また、本日、消防団運営委員会は公開の会議でございます。今回、傍聴希望の方がいらっしゃっておりますが、委員の皆様、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは入室していただきます。では、危機管理監よろしく申し上げます。

【齋藤】

皆様、こんにちは。それでは定刻になりましたので、ただいまから豊島区消防団運営委員会を開催いたします。私は豊島区副区長を務めております齋藤と申します。よろしくお願いいいたします。昨年の12月まで豊島区の危機管理監を務めておりました今浦氏が任期満了ということでご退任になり、高野区長から1月以降、今月いっぱいまで危機管理監を兼務するようということで本日、こちらに来たわけでございます。緊急事態宣言が解除されましたけれども、豊島区といたしましては、これからも感染拡大防止対策を徹底して、ただ、できればこういう会議も大きなスペースを使い、リモートではなく、＝【00:07:49】回線ではなくという方針でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいしたいと思います。

傍聴の方がいらっしゃるということでございますけれども、傍聴の方はご発言、写真撮影はできませんので、よろしくお願いいしたいと思います。

それからもう1点、この会議を始める前に、委員長の代理ということについてご説明をさせていただきます。皆様、お手元の資料の2をご覧ください。本日は、委員会の委員長であります高野之夫区長が公務により欠席となっております。そこで、特別区の消防団の設置等に関する条例第7条第3項に基づき、予め委員長の高野区長より今回の委員長についてご指名をいただいております。お手元でございます通り、本日は豊島消防署長の早坂俊裕委員に職務代理をお願いしたいと考えているところでございます。委員の皆様のご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、早坂委員におかれましては、委員長席にお移りいただければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速ではございますけれども、早坂委員長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

【早坂委員長】

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました豊島消防署長の早坂と申します。ご案内の通り、区長が本日は公務ということでございますので、私に委員長をと任されましたのでどうかよろしくお願ひいたします。まず、皆様もコロナ禍の中でいろいろとご苦勞をされていると思いますけれども、消防業務、特に予防、防災については、防災訓練、＝【00:10:16】、また、窓口業務についても、今までは窓口で受けられていた書類＝【00:10:23】についても郵送で承っているというように、区民の皆様、事業者の皆様、また関係機関の皆様には非常にいろいろご負担をかけていることを、この場をお借りしてお詫びを申し上げますと共に、今までのご協力で感謝申し上げます。警戒宣言は解けましたけれども、しばらく先が見えないという状況は続きますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、先日、宮城のほうで大きな地震がございました。10年経って、東日本大震災の余震ということも言われておりますが、3月は意外と大きな災害が多い月でございます。マスコミでも報道されていますけれども、平成7年のサリン事件、平成12年の日比谷の地下鉄の脱線事故がございました。また、東日本大震災ということでございます。こういった災害も含め、消防団の皆様には、機動力、活動力をフルに活かしていただき、大いに活躍をしていただいています。本日は、近年、目立って増えてきた水災について、消防団の機動力、活動力、組織力がフルに活用されるようなご提案をいただくという会議になってございますので、ぜひ、忌憚のないご意見をいただき、よい案が生まれるようお願いしたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。少し長くなりましたが、これを挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

【齊藤】

早坂委員長、ありがとうございます。それでは、司会は引き続き私が務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは、早速ではございますけれども、お手元の次第に基づき、今日は豊島区消防団運営委員会答申（案）についてということで、水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきかという点について審議をしたいと考えているところでございます。よろしくお願い致します。それでは、資料について豊島消防署の柿崎警防課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【事務局（柿崎）】

皆さん、こんにちは。豊島消防署警防課長の柿崎でございます。本日は、第2回豊島区消防団運営委員会の答申案について説明をさせていただきます。座って説明しますのでご了承いただきたいと思ひます。

では、前回の運営委員会では資料1の諮問事項と趣旨に対する本件検討の方向性を説明いたしました。今回は、事務局で各項目を検討し、導き出した対応策を資料3の答申案として示しましたのでご確認いただきたいと思います。なお、資料4に諮問事項に対するアンケート調査結果を添付しております。内容については答申案の説明の中で触れていきます。資料自体の説明は時間の都合上割愛いたしますのでご了承いただきたいと思います。

資料3の1ページをお開きください。諮問については記載の通りでございます。諮問事項は、「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」でございます。趣旨についてですが、令和元年10月の台風19号の対応で、消防団の活動体制や避難所支援の対応、資機材の充実強化が課題としてあがったことから、その具体的な方策を諮問するといった内容にな

っております。

では、答申案の説明に入ります。2ページをお開きください。1、活動体制。1、「災害状況に応じた、招集及び任務班の編成時期」についてでございます。現行制度では、東京消防庁が発令する水防態勢に応じた計画人員数を一度に全て参集する形になっています。新制度案では、水防態勢に応じた計画人員数の範囲内で気象庁が発令する警戒レベルと避難情報を考慮して、団長または分団長が必要と思われる人数を順次参集させることができる方式に変更いたします。団長または分団長は参集した団員をもって、管轄区域内の実情に応じて必要な任務班を編成いたします。具体的に申しますと、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、支援班、水防広報班、消火班といった班を編成して活動するというものになります。

続きまして2番、「水災活動時の教育訓練及び安全管理」についてでございます。昨今の想定外の規模の風水害に対して、今後、どのような知識、技術を身に付け、対応していくべきかを検討いたしました。池袋、豊島各消防団にはアンケート調査を実施いたしております。その結果、水災活動に関する知識、経験が不足しており、訓練も十分ではないと感じている団員が多数を占め、また、活動上の危険性からも安全管理要領の習熟に努める必要があるとの回答をいただきました。これらを踏まえた実践的訓練方法については、①消防署隊と連携した災害活動要領に関する教育訓練の実施、②eラーニングを活用した教育訓練の実施、③指揮幹部研修修了者による教養の実施、以上3点をあげたいと考えます。また、水災活動時における安全管理要領の習得策については、①消防職員による安全管理要領に関する教養の実施。②水災時に使用する保安資機材の取り扱い訓練の実施。③実河川を活用した訓練時の安全管理要領の習得。以上3点をあげていきたいと思っております。

3ページをご覧ください。3、「河川越水等による浸水時の機能移転計画」についてでございます。現在、豊島区洪水ハザードマップの浸水危険区域内に立地する消防団施設については、神田川付近に所在する豊島消防団の第6分団が該当しますが、局地的豪雨や都市型水害等による浸水危険発生も考慮し、全分団を対象とした団本部等の機能移転計画を策定いたしたいと思っております。分団本部等の機能移転については、消防署隊と消防団が気象状況や管内状況の情報を共有し、連携を図ることを基本に、有事の際に移動が必要な資機材やその移転先、移転時期を具体的に検討いたしました。その結果、①最低限移動が必要な資機材については、可搬ポンプ、発動発電機及び投光器、水災対応資機材。②の移転先については、浸水被害の少ない管轄直近分団の本部や高台にある区の施設など。③機能移転及び退避時期については、河川を管轄する分団においては、豊島区から神田川の氾濫危険情報が発表された時点とし、それ以外の各分団は管内特性の実情に応じて計画いたします。これらを基本とした機能移転計画を策定いたします。

4、「広範囲の浸水による長時間水防活動などに伴う相互応援体制等」についてです。令和元年の台風19号で発生した多摩川の越水事象のような広範囲な浸水による長時間水防活動には、隣接消防団の相互応援が不可欠となります。当該体制については、消防組織法の第18条第3項により既に規定されているところではございますが、さらに実運用に備えた体制を構築していく必要がございます。具体的には、管内に広範囲な浸水が発生し、相互応援による対応が必要となった場合、管轄消防署長が消防方面本部を通じ隣接消防署長に応援を要請いたします。隣接消防署長は消防団長と協議し、応援消防団隊を派遣し、管轄消防署長の管轄下で指揮命令系統に基づいた消

防活動を展開していきます。なお、相互応援では、災害規模、対応に応じて、その都度必要な人員、資機材等を協議し、対応を図るよう取り決め、隣接署間で事前に覚書等を作成いたします。以上を基本とし、相互応援体制を構築いたしたいと思えます。

4 ページをお開きください。5、「情報収集体制の強化」についてでございます。現行の情報収集体制ではMCA無線機や携帯無線機、個人所有の電話が使われておりますが、通信品質や費用の面で改善の余地が多く見られます。池袋、豊島各消防団からアンケート調査を実施したところ、今後はスマートフォンやWi-Fiを活用した連絡手段を確保し、また、その環境の構築が必要であるとの回答が多くあげられました。これらを踏まえ、現行の通信手段の強化策として、平常時も含め、①パソコン、タブレット及びスマートフォンの配置整備。②Wi-Fiによるインターネット環境の導入を提言したいと思えます。また、現行の情報収集体制の強化策については、①オンラインによる情報共有及び報告環境の活用。②SNSを活用した情報収集体制の確立をあげていきます。他にも、①オンライン会議による効果的な消防団活動。②災害発生時における緊急情報伝達システムの積極的活用。③危険個所にライブカメラを設置した情報収集体制の強化。④各種デバイスに付属した消耗品の増強について提言をしていこうと思えます。

次、6、住民等からの避難所支援の要請対応についてでございます。消防団の任務は、災害対応が本来業務であり、目的でございます。風水害の発生危険が迫り、水防態勢発令時には、消防署長は消防団長を通じ、指揮命令系統に基づき、消防団の活動機能を十分に発揮させ、総力をあげて管内の被害を未然に防ぎ、軽減させる義務がございます。消防団員の具体的な任務としては、消防団災害活動等基準に基づき、消火、情報収集、監視警戒、避難誘導、水防広報、支援の各班が災害状況において編成されます。ここでいう支援班の消防活動としては、避難所では避難者に関する情報収集及び応急救護活動が想定されます。一方、避難所運営については、豊島区地域防災計画及び救援センター開設標準マニュアルで規定された通り、救援センター運営調整会議のもと、住民が中心となり運営いたします。避難所運営に関わる支援については、区や施設等の関係機関があたり、令和3年度には豊島区による避難所運営訓練が実施される予定でございます。このように、区と消防の災害に対する役割は明確に分かれており、特に風水害の発生危険時には、それぞれの機関は、それぞれに課された任務を確実に実行することが求められます。よって、避難所運営については、豊島区地域防災計画及び救援センター開設標準マニュアルに基づき、地域住民により運営していただき、消防団が行う水防態勢発令時における避難所支援については、消防組織の指揮命令系統に基づき、避難所内における消防活動上必要な情報収集及び応急救護活動を担うことが妥当と思えます。また、避難所の避難者を災害から守る消防活動としては、消防団は避難所直近災害対応をはじめ、避難所施設の防護、避難経路の確保、また、緊急時における要配慮者の避難誘導等に従事いたします。

続いて5ページをご覧ください。2、装備資機材・分団本部施設。1、「予想を超える水災に対する装備資機材の増強」についてでございます。水災害への対応能力を向上させるには、人員、資機材の増強や新たな資機材の導入、改良が不可欠であります。池袋、豊島各消防団で実施したアンケート調査の結果を踏まえ、増強すべき資機材には、①フローティングストレーナー、②強力ライト及び救命胴衣等安全管理資機材、こちらをあげたいと思えます。また、導入すべき新たな資機材としては、③各分団の地域特性及び分団格納庫の規模に応じた救命ボート、救命浮輪の

導入、④浸水危険地帯での活動強化に向けた排水資機材等の整備、⑤土のうに代わる浸水防止用資機材の整備をあげていきます。装備資機材の改良については、①可搬ポンプの軽量化による消防団活動の負担軽減、②携帯無線機の品質向上の必要性について提言いたします。また、コロナ禍を踏まえた感染防止資機材、例えばクリアボードや空気清浄器の整備も急がなくてはなりません。それらの資機材を有効活用するためにも、今後も消防団員の入団促進活動を継続していく必要がございます。以上、提言をいたしたいと思います。

2、「分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上」についてでございます。日頃から団活動の拠点となる分団本部施設的环境やスペースについては十分ではない状況で、ご苦勞をされながら団務に励んでおられるところでございます。池袋、豊島各消防団で実施したアンケート調査の結果では、分団庫が狭い、資機材収納がままならない、更衣スペースや仮眠スペースが足りない、エアコンや電子レンジが必要ななどの意見が寄せられております。それらを踏まえ、今後必要な整備として以下を提言したいと考えます。まず、施設の規模については、①分団本部施設として望ましいとされる規模に満たない分団本部施設の整備、②資機材増強にも対応できるスペースの確保、③新型感染症発生時のソーシャルディスタンス確保を踏まえたレイアウト配置。こちらが必要であります。施設の機能・設備については、①女性団員に配慮したスペース。こちらは更衣室や専用トイレの確保。②情報収集用機器の設置スペースの確保。資機材の整備では、①長時間活動を見据えた折り畳み寝台や寝袋の整備。②可搬ポンプ積載車の配置を見据えた保管スペースの確保が必要となります。以上を提言いたしたいと思います。

以上、活動体制で6案、整備資機材・分団本部施設での2案、こちらを答申案とさせていただきたいと思っております。なお、今後の審議日程については6ページの通りとなりますのでよろしくお願いたします。以上で答申案の説明を終わります。

【齊藤】

どうもありがとうございました。ただいま答申案についてご説明いただいたところでございますけれども、ここで委員の皆様からご質問やご意見を賜りたいと思っております。ご質問、ご意見をいただける委員の皆様、ぜひ、それぞれのご意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。島村委員。

【島村委員】

1の6番、住民等からの避難所支援の要請対応について質問します。台風19号の後に豊島区としてもその対応についていろいろと所感を述べておりました。その時に、避難所となった駒込小学校が非常に理想的な運営をしたという所感が述べられておりました。そこにおいては、消防団員が数名、避難所に駆け付け、まず早い時間帯から受付の業務あるいは避難した住民の要望の聞き取り、それに対する対応等々、ずっと避難所の中におり、その日宿泊もして翌朝を迎えたということがございました。こうした消防団や地域の人と一緒に避難所運営をすることが、豊島区としては非常に理想的な運営だと所感を述べていたのですが、今回の対応を見ますと、それとは違って限られた任務を指定していただいております。私自身、消防団員としてこちらのほうが消防団としてふさわしいのかなとは思いましたが、消防団員が受付から始まって全てを避難所でやるということは、ここに書いてある主旨からして、そうではないという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局（柿崎）】

はい、その通りでございます。避難所の開設や運営が地域住民にとって不慣れで、ご負担になるということは明らかではございますけれども、消防団員の方々は災害から住民を守ることを目的に日々訓練を重ねているところでございます。避難所に対する消防活動上必要な支援以外の消防機関ができる協力については、これから防災訓練を行ったりという中で、避難所運営の訓練の参加を促すなど、そういった自助共助の精神を啓蒙・普及し、地域の防災向上力を向上させていけばよろしいのではないかと考えます。以上です。

【齊藤】

島村委員。

【島村委員】

わかりました。当日も他の分団におきまして、途中から避難所に待機している人数を報告しなさいというようなことが入ってきて、当初なかった業務が突然入ってきたわけなんですけれども。消防団が水害の避難の時にどのように対応するかということをはっきりと示して、各分団に徹底しておいていただきたいと思うんです。そのようにしないと、ここに定めてある応急救護活動や要配慮者の避難誘導を実施するだけで行ったのに、いつのまにか受付もやっている。そのようなことにならないように、明確に各分団に水災時の消防団の在り方についてしっかりと伝達しておいていただきたいということをお願いいたします。以上です。

【齊藤】

いいですか。

【事務局（柿崎）】

非常によくわかりました。そちらのほうは明確にすることが必要だと我々も考えております。以上です。

【齊藤】

島村委員、どうもありがとうございました。木下委員どうぞ。

【木下委員】

前回も僕は申し上げたと思うんですけれども。消防団員は今まで街の救援センターとかで、そういった指導性が一切なかったわけです。2年前の台風の際に、消防団員が団本部でじっと何もせずに待機をしていて、救援センターのほうでは人数が少なく、本当にてんやわんやしているという現実があったわけです。そこをうまく地域の救援センターに対して訓練をした消防団員がいかに助けられるかということの議論がやっと始まったというところで…。とにかく上のほうで、区の防災課と消防署で、こういったケースはこうだということをしっかりと時間をかけて議論をしないと、そうそう簡単にうまくいくわけではないですよ。消防団員は消防団員で火消しの訓練をずっとやってきて、それがメインというか、それが消防団員のプライドとしてやってきているわけです。それにプラス、水災時の避難所の運営という意識付けがあれば本当に…。もちろん、消防団員の訓練についても一からそういうような形で、水害の時も大きな力としてやっていくんだということがあるんですけれども、何をするかということについては現場の救援センターの区の防災課や町会の救援センターとの…。困っている救援センターが消防団員に対する期待と現実問題の消防団員の任務には、今、大きな差があるわけですから、やっぱりそれを相互で理解をし

ていただくために、とにかく上でしっかりと議論をしていただかなければ。先ほど、島村さんが言ったように、水害時の時に消防団員がやるのはこれとこれとこれということを確認にしてください。そのことを日頃からの教育をしていただくことが大事なので、区の防災課と署の職員さんの間で、これとこれとこれと、それぞれのやり方を議論して、どこまでできる、どこができないということを現実問題としてやっていただいて、初めて…。時間がかかるものだと思いますので、やっていただきたいと思います。

そういった議論をやっていく中で、要配慮者の救護などは、もう本当に大きな問題ですよ。区としても、町会の役員が真っ先に頭に思い浮かびますけれども、町会の役員さんも70を超えたリタイアをしている方がほとんどなので、70を超えた町会の役員さんが要配慮者をどうやって災害時に救援するんだというのは、本当に大きな課題になっています。そういったところからも、消防署としてはこう考えているとかを、とにかくずっと積み重ねていただいて、あとは実際に秋の水害の時に、これだけはやっていこうというようなところを重ねてやっていただければいいと思います。とにかく消防団員は言われたことをしっかりやるということが組織として一番大事なところなので、その指揮系統の上のほうでしっかりと理解をしていただいた上でやっていくということが大事だと思います。ぜひ、そういった意味では上のほうでしっかりやっていただいた上で、それを団のほうにいろいろな形で教えていただいて、また、団のほうからの意見もあると思います。消防団の半分以上が街でしっかり活動している方々が多いので、そういう方々の意見も聞きながらやっていく必要があるのかということで、議論については大いに期待をしておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。抽象的なことですがよろしくお願いたします。

【齊藤】

木下委員、どうもありがとうございます。警防課長、何か答弁ありますか。

【事務局（柿崎）】

今、委員のおっしゃった通りだと思います。さらに、令和3年度は避難所運営訓練を実施すると聞いております。その中で、行政側のほうから消防団の役割と避難所運営の話をよくしていただいて、相互理解が深まればまたそれによろしいと思いますので、やっていきたいと思います。以上です。

【齊藤】

木下委員、貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。有里委員、どうぞ。

【有里委員】

今回の答申の2番目の水災活動時の教育訓練の中にeラーニングを活用した教育訓練（少人数による訓練）を実施するとございます。一方、5番目の情報収集体制の強化の中では、オンライン会議や緊急情報伝達システムの活用、ライブカメラ、その他PCなど、いわゆるICTを活用したり、オンラインを活用したさまざまな取り組みが情報収集に入ってくる中で、教育訓練の中では具体的にeラーニングを活用した教育訓練というところだけで、情報収集をするにあたっての教育訓練については特に触れられていないのかなど。また、eラーニングを活用しただけでは、こういったものの理解がなかなか進まないのかなと思います。特に、我々のような若い世代だけではなく、消防団はさまざまな世代の方もいらっしゃいます。また、ご自宅にインターネットが整備されていないという方もいらっしゃる中で、こういった情報機器に慣れるという意味での教育

訓練も情報収集の上では必要かと思いますが、その点について答申にはどのように盛り込まれるのか。どのようなお考えかを教えてください。

【齊藤】

どうもありがとうございました。警防課長、いかがですか。

【事務局（柿崎）】

eラーニングを活用した教育訓練の詳細ということでよろしいのでしょうか。具体的にどのようなことをやるのかとか…。

【有里委員】

というよりは、情報収集の活動の中で、いわゆるオンライン会議であるとかICTの活用というところが入っています。ただ、教育訓練の中では具体的に情報収集のやり方についての訓練やICTの活用などについての訓練が特に言及されていなくて…。eラーニングで勉強するというようなところでのICTの利用に限定されていると思うのですが、こういった情報収集に関しての教育訓練の在り方、もしくはeラーニングの中でこういった活動も学ばれるということで、こういうふうに書いてあるのか、その点について教えていただけないかということです。

【事務局（柿崎）】

今、委員がおっしゃった通り、eラーニングの中でそういったものをどんどん教えて普及していきたいと考えております。

【有里委員】

そうですか。委員長。

【齊藤】

有里委員、どうぞ。

【有里委員】

ということは、情報収集の機器に関しては、実際に利用しての内容は教育訓練の中に入れずに、eラーニングの中で、こういった情報収集のやり方があるんだよというのを普及して教えていくという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局（柿崎）】

そういうふうにとっていただいて結構です。

【齊藤】

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、松下委員、お願いします。

【松下委員】

3ページの3番の退避のことなんですけれども。先ほど、第6分団の話で神田川が側にあるということで、想定されているということだったんですけれども。最低限必要な機材ということで、可搬ポンプ、発電機、投光器、水災対応機材となると、6分団から直近分団本部というと7分団に行くわけなんですけれども、あの急な坂を登ってポンプと発電機と投光器を持っていくというのは、雨の中、結構大変なのではないかと思うんですけれども、その辺はどのような運搬方法を考えていらっしゃいますか。

【事務局（柿崎）】

積載車等を活用して運ぶということを今のところは考えております。ただ、もう少し詳しく調

べて検討する必要は確かにございます。ですので、今後とも検討をしていきたいと思いを。以上です。

【齊藤】

松下委員、どうぞ。

【松下】

私も7分団なので、お隣の6分団は結構大変だろうなと思って質問させていただきました。よくご検討をいただいて、計画可能な状態のものにさせていただければと思います。次の4ページなんですけれども、5番の右の一番下の④各種デバイスに付属した消耗品の増強。これはどういったものを想定しておられますか。

【事務局（柿崎）】

コンセントや充電器といったものを想定しております。

【松下】

委員長。

【齊藤】

どうぞ。

【松下】

コンセントや充電器ということですね。③のライブカメラの設置というお話なんですけれども、これは消防署でライブカメラを新たに設置するというのでしょうか。

【事務局（柿崎）】

こちらのほうを都の団運営委員会のほうに提言をするといった意味でございます。消防署で今用意するといったことは計画しておりません。以上です。

【齊藤】

松下委員。

【松下】

区でライブカメラが存在するかどうかと思うんですけれども、それを消防団なり、消防署なりと共有するという事は制度上可能なのでしょうか。これは区のほうにお伺いします。

【事務局（防災課長）】

防災課長でございます。豊島区でも防災カメラを区内の主要な交差点、駅前、学校に配置しているものと、あとは神田川あたり、びっくりガードなど、水の出るところに配置しております。区の防災カメラについては外部提供ができるかというところは確認をいたします。あと、神田川については、区の設置しているもの以外にも、東京都の河川を管理しているところが付けているものもあります。それは確かネットでも確認できたかと思いを。このあたりの規定等を確認して、共有できるものは共有できるように検討していきたいと思いを。

【齊藤】

松下委員。

【松下委員】

神田川のライブカメラは、たぶん前の水害の時に我々も拝見して、誰でも見られるようになっていたかと思いを。区で持っているものが消防団のほうでも使えるの

であれば、有効な資源だと思いますので、使わせていただければと思います。以上です。

【齊藤】

どうもありがとうございました。委員の皆様、他にご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日は貴重なご意見を賜り、本当にありがとうございました。本日の審議内容については、後日、改めて、もし、この場でご発言が足りないということであれば、机上にご質問・意見票をご用意してございますので、そちらで事務局までご連絡いただくことも可能でございますのでよろしくお願いいたしますと思います。いただいたご意見を踏まえ、これから事務局のほうで答申案の修正を行いたいと思っております。その上で、最終的な答申案を作成し、委員の皆様にご送付させていただきたいと考えているところでございます。次回の第3回運営委員会でございますけれども、6月頃に開催する予定でございますので、その席に間に合うようお届けして、またご審議を賜った上で、答申案についてご承認をいただければと思っているところでございます。委員長、何か他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さん、本当にご協力ありがとうございました。これをもちまして、令和2年度第2回豊島区消防団運営委員会を終了させていただきたいと思っております。本当に、委員の皆さん、お忙しいところご出席ありがとうございました。以上でございます。事務局から何か連絡はありますか。

【事務局】

特にございません。

【齊藤】

以上でございます。どうもありがとうございました。